

建築士事務所業務状況申告書

※は記入不要

最終頁に建築士事務所立入調査に関するフロー図があります。

※調査年月日	年 月 日
※調査員氏名	

事務所名称		登録番号	1・2・木—
事務所所在地			
連絡先(TEL)	— — (平日に連絡可能なもの)	担当者氏名	
個人・法人の別	個人 ・ 法人	決算月(個人の場合は12月)	月
業 態	専業 ・ 兼業 (建設業、宅建業、その他 [])		
建築士数	計 名(一級 名) 内【内、構造設計一級 名 / 設備設計一級 名】 (二級 名) (木造 名)		

[以下の項目について自己チェックを行い、開設者回答欄の番号を○で囲んでください]

項 目		開設者 回答	※行政チェック		
			適 否	備 考	
【1】	標識の掲示について (法第24条の5) (規則第22条：第七号書式)	① 標識は公衆の見やすい場所に掲げなければならない	(1)している (2)していない	□適□否	掲示状況を確認
		② 標識は400mm×250mm以上で「名称、登録内容、開設者名、管理建築士氏名、登録の有効期間」を記載しなければならない	(1)している (2)していない	□適□否	
【2】	変更の届出等 (法第23条の5第1項、第2項) 住所等の届出 (法第5条の2)	① 名称・所在地・役員・所属建築士等の変更がある場合、届出を行わなければならない	(1)行っている (2)行っていない (3)変更なし	□適□否	
		② 管理建築士が所属建築士に対して住所等の届出を促していますか	(1)している (2)していない (3)該当しない	□適□否	
【3】	管理建築士の専任状況等について (法第24条)	① 管理建築士は専任で勤務しなければならない(第1項)	(1)している (2)していない	□適□否	出勤簿等により確認する
		② 管理建築士は開設者に対して契約時等に技術的事項について必要な意見を述べるものとする(第4項)	(1)している (2)していない (3)同一人である	□適□否 □同一人	
		③ 開設者は管理建築士の意見を尊重しなければならない(第5項)	(1)している (2)していない (3)同一人である	□適□否 □同一人	
【4】	名義貸しの禁止 (法第24条の2)	① 自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならない	(1)していない (2)している	□適□否	
【5】	帳簿の備付け等について (法24条の4第1項)	① 帳簿(任意書式)を備付けなければならない	(1)備付けている (2)備付けていない (3)実績なし	□適□否 □実績なし	帳簿を確認
		② 帳簿に次の事項を記載しなければならない (規則第21条第1項)			
		・契約の年月日	(1)記載あり (2)記載なし	□適□否	
		・契約の相手方の氏名又は名称	(1)記載あり (2)記載なし	□適□否	
		・業務の種類及びその概要	(1)記載あり (2)記載なし	□適□否	
		・業務の終了の年月日	(1)記載あり (2)記載なし	□適□否	
		・報酬の額	(1)記載あり (2)記載なし	□適□否	
		・業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名	(1)記載あり (2)記載なし	□適□否	
・業務の一部を委託した場合の委託業務の概要・受託者の氏名又は名称及び住所	(1)記載あり (2)記載なし (3)実績なし	□適□否 □実績なし			
・管理建築士の意見が述べられたときの当該意見の記載	(1)記載あり (2)記載なし (3)実績なし (4)該当しない	□適□否 □実績なし □該当しない			
④ 帳簿を15年以上保存しなければならない(規則第21条第3項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	□適□否 □実績なし	保存状況を確認		

項 目		開設者 回答	※行政チェック		
			適 否	備 考	
【6】	再委託の制限について (法第24条の3)	① 委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所以外の者に委託してはならない(第1項)	(1)していない (2)している (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
		② 委託を受けた延べ面積300㎡を超える建築物の設計又は工事監理の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所に委託してはならない(第2項)	(1)していない (2)している (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
【7】	建築設備士の意見の聴取 (法第18条第4項)	① 延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理の業務を行うときは、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない <努力義務>	(1)努めている (2)努めていない (3)実績なし		
【8】	図書の保存等について (法第24条の4第2項)	① 業務に関する図書(図面・計算書・工事監理報告書・省エネ評価意思表明書面若しくは説明書面)を15年以上保存しなければならない(規則第21条第4項・第5項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	保存状況を確認
【9】	業務に必要な表示行為について (法第20条)	① 設計図書へ建築士種別を表示して記名及び押印をしなければならない(第1項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	設計図書にて確認
		② 構造計算によって建築物の安全性を確かめたときは、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない(第2項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	書面にて確認
		③ 工事監理を終了したときは直ちにその結果を文書(第4号の2の2書式)で建築主に報告しなければならない(第3項)(規則第17条の15)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	工事監理報告書を確認
		④ 建築設備士の意見を聴いたときは設計図書、工事監理報告書に明示しなければならない(第5項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
【10】	構造設計、設備設計に関する特例 (構造：法第20条の2) (設備：法第20条の3)	① 構造(設備)設計を行ったときは設計図書に構造(設備)設計一級建築士である旨を表示しなければならない(第1項) <構造(設備)設計一級建築士のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし (4)該当しない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	設計図書にて確認
		② 構造(設備)設計一級建築士以外の一級建築士が構造(設備)設計を行ったときは法適合の確認を求めなければならない(第2項) <一級建築士のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし (4)該当しない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
		③ 上記②の確認を求められたときは設計図書に構造(設備)設計一級建築士である旨を表示して記名及び押印をしなければならない(第3項) <構造(設備)設計一級建築士のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし (4)該当しない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
		④ 上記②の確認を求めた一級建築士から請求があったときは構造(設備)設計一級建築士証を提示しなければならない(第4項) <構造(設備)設計一級建築士のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし (4)該当しない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
【11】	重要事項説明等の実施について (法第24条の7) (記載項目：規則第22条の2の2)	① 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結する前に、管理建築士等が建築主に対して書面(任意書式)を交付し、説明を行わなければならない(第1項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
		② 管理建築士等は、説明をするときに、建築主に対して、建築士免許証等(原本)を提示しなければならない(第2項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	(<input type="checkbox"/> 提示できる状態)
【12】	建築士免許証等の提示 (法第19条の2)	① 建築士事務所の業務の委託者等から請求があったときは、建築士免許証等を提示しなければならない	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	(<input type="checkbox"/> 提示できる状態)

項 目		開設者 回答	※行政チェック		
			適 否	備 考	
【13】	適正な契約の締結等について (②④：法第22条の3の3) (①：法第22条の3の4) (③：法第24条の8)	① 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとするときは、業務報酬基準（法第25条）に準拠した額で締結するよう努めなければならない <努力義務>	(1)努めている (2)努めていない (3)実績なし		
		② 延べ面積300㎡を超える建築物の新築等に係る設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、当事者は書面により契約を締結し相互に交付しなければならない（記載項目：規則第17条の38）	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 績なし	契約書を確認
		③ 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、開設者は所定の書面を当該委託者に交付しなければならない <②の書面による契約を行っていない場合のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 績なし	書面を確認
		④ 書面に次の事項を記載しなければならない <②、③両方とも「(3)実績なし」の場合は回答不要>			
		・設計又は工事監理の種類及びその内容	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・設計又は工事監理の実施の期間及び方法	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・報酬の額及び支払の時期	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・契約の解除に関する事項	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・建築士事務所の名称及び所在地並びに一級・二級・木造建築士事務所の別	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・契約の年月日（規則第22条の3）	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・契約の相手方の氏名又は名称（規則第22条の3）	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・設計又は工事監理に従事する建築士及び建築設備資格者の氏名	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・設計又は工事監理の一部を委託する場合の委託に係る設計又は工事監理の概要・受託者の氏名又は名称及び住所	(1)記載あり (2)記載なし (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 績なし	
		・事務所の開設者の記名押印又は署名	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
・契約の相手方の記名押印又は署名（規則第22条の3第2項） <②に該当する書面のみ>	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否			
【14】	設計等の業務に関する報告書について (法第23条の6)	① 事業年度経過後3カ月以内に、設計等の業務に関する報告書（規則第20条の3第6号の2書式）を三重県建築士事務所協会あてに提出しなければならない <実績がない場合も必要>	(1)している (2)していない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
【15】	保険契約の締結等 (法第24条の9)	① 設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために、建築士事務所賠償保険への加入や積立金等の措置を講ずるよう努めなければならない <努力義務>	(1)努めている (2)努めていない		
【16】	書類の閲覧制度について (法第24条の6)	① 事業年度経過後3カ月以内に、建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名又は名称、事務所が行った業務の実績等が記載された書類（規則第22条の2第7号の2書式）を備え置き、委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない <当該書類を備え置いた日から3年を経過するまで保存> <実績がない場合も必要>	(1)している (2)していない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	閲覧書類を確認
		② 建築士事務所賠償保険等に加入している場合は、証書等を備え置き、委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない	(1)している (2)していない (3)非加入	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 非 <input type="checkbox"/> 加入	閲覧書類を確認
【17】	講習の受講について (法第22条の2)	① 所属建築士は、定期講習を受講しなければならない <管理建築士を含め、全ての所属建築士に受講義務>	(1)している (2)していない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	

【※調査員の意見又は指示した事項】	
<input type="checkbox"/> 見やすい場所へ標識を掲示すること。	(法第24条の5)【1】
<input type="checkbox"/> 標識には()を明示すること。	(法第24条の5)【1】
<input type="checkbox"/> 登録事項に変更があるので、変更の届出等をする事。	(法第23条の5第1項)【2】
<input type="checkbox"/> 所属建築士の住所等に変更があるので、所属建築士に建築士の住所等の変更の届出を行うよう促すこと。	(法第5条の2)【2】
<input type="checkbox"/> 専任の建築士が管理すること。	(法第24条第1項)【3】
<input type="checkbox"/> 自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませないこと。	(法第24条の2)【4】
<input type="checkbox"/> 定められた事項を記載した帳簿の備え付けをすること。	(法第24条の4第1項)【5】
<input type="checkbox"/> 設計又は工事監理に関する業務を建築士事務所以外に委託しないこと。	(法第24条の3)【6】
<input type="checkbox"/> 業務に関する図書を15年以上保存すること。	(法第24条の4第2項)【8】
<input type="checkbox"/> 設計図書へ、建築士種別の表示及び記名押印を行うこと。	(法第20条第1項)【9】
<input type="checkbox"/> 建築主への工事監理報告を文書にて行うこと。	(法第20条第3項)【9】
<input type="checkbox"/> 設計図書及び工事監理報告書に建築設備士の意見を記載すること。	(法第20条第5項)【9】
<input type="checkbox"/> 設計図書へ、構造(設備)設計一級建築士である旨の表示を行うこと。	(法第20条の2(3)第1項)【10】
<input type="checkbox"/> 構造(設備)設計一級建築士以外の一級建築士が構造(設備)設計を行ったときは、法適合確認を求めること。	(法第20条の2(3)第2項)【10】
<input type="checkbox"/> 法適合確認を求められたときは、設計図書へ構造(設備)一級建築士である旨を表示して記名押印を行うこと。	(法第20条の2(3)第3項)【10】
<input type="checkbox"/> 定められた事項を記載した重要事項説明書を建築主に交付し、説明を行うこと。	(法第24条の7)【11】
<input type="checkbox"/> 建築主に対して重要事項説明を行うときは、建築士免許証等の原本を提示すること。	(法第24条の7)【11】
<input type="checkbox"/> 延べ面積300㎡を超える建築物の新築等に係る設計・工事監理受託契約を締結するときには、定められた事項を記載した書面により契約を締結すること。	(法第22条の3の3)【13】
<input type="checkbox"/> 設計・工事監理受託契約を締結したときに定められた事項を記載した書面を委託者に交付すること。	(法第24条の8)【13】
<input type="checkbox"/> 設計等の業務に関する報告書を提出すること。	(法第23条の6)【14】
<input type="checkbox"/> 実績等を記載した書類を閲覧できるように作成すること。	(法第24条の6)【16】
<input type="checkbox"/> 所属建築士に定期講習を受講させること。	(法第22条の2)【17】
<input type="checkbox"/> ()	()
<input type="checkbox"/> ()	()

R3.4.1 改正

◎三重県では建築士事務所の適正運営を確認するため、事務所の新規登録又は更新登録を契機に県内の建築士事務所に対し、建築士法第26条の2の規定による立入調査を行います。立入調査の流れについては、以下のフロー図をご確認ください。

